

# 対応の背景事情①

## 【公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）】（抜粋）

（令和元年9月30日 統計委員会）

### ＜対策の方向性＞

今後の再発防止及び品質向上のために、統計の作成プロセスにおいて、ISO、JISによる総合的品質管理（注）の考え方に沿って対策を講じていくこととし、次のような基本的な視点の下で課題及び対応策を整理していく。

（注）TQM（Total Quality Management）の訳語で、製品だけでなく、その過程を改善することで品質を向上させるという品質管理（QC）の基本的考え方に、職員個人の能力向上や組織的な活動を加え、全社的な取組に発展させたもの

なお、「統計の品質」については、国際的に共通した概念として捉えるべきである。すなわち、統計の精度だけではなく、利用者にとっての利便性や公表の適時性なども含む幅広い概念として考えるべきである。

### ① 品質はプロセスで作り込む

事後的な検査、外部からの監察・評価には限界がある。プロセスの中での品質保証に注力することが王道であり、また、最も効果的である。

## 【統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～】（抜粋）

（令和元年12月24日 統計行政改革推進会議統計行政新生部会）

### タスク1-3③

#### 統計作成プロセスに対する第三者監査の導入に向けた準備の推進

調査企画－実査－集計－公表等の統計作成プロセスについて、統計委員会において、1年以内に、品質管理の専門家の協力を得ながら、国際的な品質マネジメント規格を踏まえつつ、品質の高い統計を作成するために行わなければならない「要求事項」を取りまとめます。それに基づき、各府省は、統計作成プロセスの第三者監査に着手し、各統計の作成プロセスの水準を段階的に向上させていきます。

この第三者監査の対象とする統計については、当面は、品質上の問題が起こるリスクの大きい事項や重要な統計を対象として行い、その結果を踏まえて対象を拡大していくなど、通常業務の効率的な実施を確保しつつ行います。

# 対応の背景事情②

## 【公的統計の整備に関する基本的な計画】（抜粋）

（令和2年6月2日閣議決定）

別表「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

2（4）品質確保に向けた取組の強化

ア PDCAサイクルの確立等

- **統計委員会が取りまとめる要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官が行う第三者監査※も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる【関係府省、総務省・令和3年度（2021年度）から実施】**

※ 第三者監査とは、統計委員会が取りまとめる要求事項（品質の高い統計を作成するために行う必要がある事項。以下同じ。）及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う取組をいう。統計の作成府省は、第三者監査に対応するとともに、その結果を活用して、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。

# 対応の背景事情③

## 【総合的対策に基づく改革工程表（令和2年6月2日統計行政推進会議申合せ）】（抜粋）

### ステートメント1 高い品質の統計を安定的に提供するため、適切な統計作成プロセスの確立を

タスク要旨	担当	元年度	2年度	3年度以降
<p>③ 統計作成プロセスに対する第三者監査の導入に向けた準備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計委員会において、1年以内に、品質管理の専門家の協力を得ながら、国際的な品質マネジメント規格を踏まえた「要求事項」を取りまとめ</li> <li>各府省は、「要求事項」に基づき統計作成プロセスの第三者監査に着手し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上。当面は、品質上の問題発生リスクの大きい事項や重要統計を対象に実施</li> <li>第三者監査は、中央統計機構（総務省）から派遣する統計監理官（仮称）〔タスク⑱参照〕や、監査対象府省以外の府省の統計実務家が、統計委員会が示す方針の下で、統計研究研修所の支援も受けながら実施</li> </ul>	<p>各府省* 総務省政策統括官 統計委員会 総務省統計研究研修所</p>		<p>【各府省、統括官、統計委】 <b>要求事項の検討</b></p> <p>【各府省、統括官、統計委】 <b>実施方針等検討</b></p>	<p>【各府省、統括官、統計委】 <b>要求事項の見直し</b></p> <p>【各府省、統括官、統計委】 <b>第三者監査の実施</b></p> <p>【各府省、統括官、統計委】 <b>監査体制の整備</b></p> <p>【研修所】 <b>支援（研修等）</b></p>